

第24回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

会計監査人の状況

会社の新株予約権等に関する事項

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2022年8月1日から2023年7月31日まで)

株式会社エイチーム

上記につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	報酬等の額	41百万円
②	当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、監査役会は、会計監査人の適格性及び独立性を害する理由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合など必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議題の内容を決定し、株主総会に提案いたします。

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

内部統制システムの基本方針に関する決議内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、全役職員が、法令や定款、社会規範及び社内規程を遵守した行動をとるための行動規範を定めるとともに、コンプライアンスの基本や業務上必須な情報管理等に関する継続的な教育・普及活動を行う。
- ②全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無について、内部監査室が監査を行う。
- ③コンプライアンス違反の疑いがある行為に関する通報体制を整備するとともに、通報者を保護するための情報の秘匿性を確保し、通報者が不利益を被らないよう厳格な措置を講じる。
- ④コンプライアンス違反が発生した場合は、代表取締役社長が自ら問題解決にあたり、原因追及、再発防止に努めるとともに、違反事象に対する責任を明確にした上で、違反者には厳正な処分を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」及び「機密管理規程」等の社内規程に基づき、文書または電磁的記録により適切に保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①損失の危険（リスク）については、「リスク管理規程」及び「危機管理規程」等に基づく対応によって、リスクの発生に関する蓋然性の防遏や未然防止に努めるとともに、発生時には危機拡大の防止に努める。
- ②リスク管理に関する各主管部署の活動状況は、取締役会に報告されるとともに、リスク管理体制の有効性については、内部監査室が適宜適切な監査を行う。
- ③当社は、業務遂行に関する連絡、報告の場として毎週1回社員全員によるミーティングを行い、情報収集に努めるとともに、リスクに関する情報の共有化と意思統一を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月1回開催するとともに必要に応じて臨時の取締役会を開催する。
- ②取締役会は、取締役、使用人が共有する全社的な目標や規定等を定め、この浸透を図る。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、当社グループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図るため、各子会社に対して、取締役及び監査役等を必要に応じて派遣するとともに、経営の各項目について、当社の各主管部署が子会社と事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議、指導を行う。
- ②当社内部監査室は、業務の適正性に関する子会社の監査を行う。
- ③当社は、当社グループにおける業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努める。

(6) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社グループにおける経営の健全性の向上及び業務の適正の確保のため、「関係会社管理規程」に基づき、子会社より財務状況等、事業運営に関する重要な事項について当社取締役会にて報告を受け、承認を得る。また、月2回以上開催される当社グループの経営会議においても子会社より適切な報告を受ける。

(7) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①「関係会社管理規程」等の社内規程において、子会社は子会社の事業の継続・発展を実現するためにリスクを管理する体制を自ら構築する責任を負うことを定める。
- ②子会社に対しては、当社グループの事業の目的・目標の達成を阻害するリスク事象全般について、当社への報告体制を構築する。

(8) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「関係会社管理規程」等の社内規程を整備し、子会社の管理、組織、権限及び規程等に関する事項について定める。

(9) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①子会社の取締役・監査役が職務執行に係る監督・監査義務を適切に果たすよう、当社管理部がリスクマネジメント及びコンプライアンスに関する研修を適宜実施する。
- ②内部通報窓口を当社管理部、内部監査室、外部顧問弁護士に設置し、問題の早期発見・未然防止を図る。

(10) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ①当社は、監査役の監査の実効性を高め、かつ監査機能が円滑に遂行されるため、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、補助するための使用人を置く。これらの使用人は、取締役会が監査役と協議し、監査業務に必要な、適正な知識、能力を有する者の中から選出する。
- ②これらの使用人は、他役職を兼務することを妨げないが、監査役より選任すべきとの要請を受けた場合には、当社は誠意をもって対処する。

(11) 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①使用人は、監査役より補助の要請を受けた場合、その要請に関して取締役及び他の使用人等の指揮命令を受けず、専ら監査役の指揮命令に従わなければならない。
- ②当該使用人の任命、人事異動、懲戒及び人事評価については、予め監査役の同意を必要とし、取締役からの独立性が確保できる体制とする。

(12) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①監査役が必要に応じて取締役等に問題提起できるよう、監査役は、取締役会に出席して意見を述べるができる。
- ②監査役には稟議書その他重要書類が閲覧できる状態にあり、必要に応じて取締役及びその使用人に対し、関係書類・資料等の提出を求めることができる。
- ③取締役は、自己の職務執行過程において当社に著しい損害を及ぼすおそれがあるときは、これを直ちに監査役に報告する。
- ④監査役は、事業または業績に影響を与える重要な事項の報告を、取締役及びその使用人に対し直接求めることができる。

(13) 子会社の職務の執行に係る者またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- ①子会社の取締役等及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ②子会社の取締役等及び使用人は、重大な法令または定款違反、不正な行為及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかに当社監査役に報告する。

(14) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った当社グループの取締役等及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを厳に禁止する。

(15) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い若しくは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(16) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役が必要と認めるときは、代表取締役社長と協議の上、特定の事項について内部監査室に調査を求めることができる。また、監査役は、管理部等に対しても、随時必要に応じて監査への協力を求めることができる。
- ②監査役は、内部監査室及び監査法人と定期的に情報交換を行い、各々が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について、情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を実施する。

(17) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し一切の関係をもち、不当な要求や取引に応じたりすることのないよう毅然とした姿勢で、組織的な対応をとることとする。そのため、管理部を反社会的勢力対応部署として、「リスク管理規程」を定め、これらの問題が発生した時は、関係行政機関や顧問弁護士と緊密に連絡をとり組織的に対処できる体制を構築する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、リスク管理の徹底により企業価値を保護し中長期的な向上を目指すために、コーポレート・ガバナンスの徹底を重要課題と位置づけております。当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行について

当事業年度において、取締役会を計16回開催し、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう管理監督を行いました。取締役の職務の執行に係る情報については、社内規程に従い適切に管理・保存されております。

(2) リスクマネジメント体制の構築について

当社は、リスクの軽減、予防の推進及び迅速な対処のため、「リスク管理規程」を制定し、リスクマネジメント体制の強化を推進しております。取締役会だけではなく、月2回以上開催される当社グループの経営会議にて、当社グループの事業を取り巻く様々なリスクに対して的確な管理監督が可能となるようにしております。

(3) コンプライアンス体制について

当社は、当社グループ社員に対し、入社時に当社内部監査室によるコンプライアンス研修を実施し、当社グループの行動規範遵守の署名を得ております。入社後は当社管理部等からハラスメント防止、個人情報・機密情報管理等に関する研修を実施するなど、各種コンプライアンス研修を適宜実施しております。また、問題の早期発見・未然防止を図るため、当社管理部、内部監査室、外部顧問弁護士による内部通報窓口を設置しております。なお、当事業年度において、重大な法令違反に関わる内部通報案件はありません。

(4) 監査役の職務の執行について

当事業年度において、当社監査役会を計13回開催し、経営の適法性、適正性、コンプライアンスに関して幅広く意見交換、審議、検証し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。

常勤監査役は、取締役や社員との面談及び事業所や子会社への往査を実施し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しています。内部監査室及び会計監査人とは定期的に相互の情報と意見交換を行い、連携を密にして監査の実効性を高めました。

連結株主資本等変動計算書

2022年8月1日から
2023年7月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本				株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	
当期首残高	838	832	9,315	△1,896	9,088
当期変動額					
剰余金の配当			△296		△296
親会社株主に帰属する 当期純利益			143		143
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				34	34
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	△153	34	△118
当期末残高	838	832	9,161	△1,862	8,969

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	827	△60	27	793	9,882
当期変動額					
剰余金の配当					△296
親会社株主に帰属する 当期純利益					143
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					34
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△29	△32	2	△59	△59
当期変動額合計	△29	△32	2	△59	△178
当期末残高	797	△93	30	734	9,704

連結注記表

(2022年8月1日から2023年7月31日まで)

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数	8社
主要な連結子会社の名称	株式会社エイチームエンターテインメント 株式会社エイチームライフデザイン 株式会社エイチームウェルネス 株式会社エイチームフィナジー Qiita株式会社 株式会社エイチームコマーステック

当連結会計年度において、2022年12月20日付で株式会社cymaを設立し連結の範囲に含めておりましたが、2023年3月1日付で全株式を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の数及び名称

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数及び名称

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Ateam Vietnam Co., Ltd. の決算日は6月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と同一であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産

商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

主に最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、また海外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～18年
工具、器具及び備品	4～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 販売促進引当金

サービスの利用者に対するキャッシュバックに備えるため、将来発生見込額を販売促進引当金として計上しております。

③ 株式給付引当金

従業員向け株式交付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

① ライフスタイルサポート事業

ライフスタイルサポート事業における「デジタルマーケティング支援ビジネス」では、オウンドメディア等を通じて、提携事業者へ見込顧客を送客するサービスを提供しております。当該サービスの利用を通じて、提携事業者のホームページ等に送客した時点を履行義務としており、紹介実績及び契約形態に基づいて収益を認識しております。また、一部事業においては、顧客との契約において約束された対価から、キャッシュバック等を控除した金額で測定をしており、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しております。当該返金負債の見積りにあたっては、契約条件や過去の実績に基づいて算出しております。

ライフスタイルサポート事業における「プラットフォームビジネス」では、アプリケーションやウェブサイトなどを通じて情報を集めた「場」を提供しております。当社及び連結子会社は顧客との間で締結した契約に基づくサービスを提供することを履行義務としており、契約期間や当該サービスの利用に基づいて収益を認識しております。

② エンターテインメント事業

エンターテインメント事業では、主に自社で開発したスマートデバイス向けゲームアプリケーション（以下「ゲームアプリ」という。）をApple Inc. が運営するApp Store及びGoogle LLCが運営するGoogle Play等の専用配信プラットフォームを通じて世界中の人々に提供しております。配信したゲームアプリにおいて、顧客がゲームアプリ内で課金を行い、課金により獲得したゲーム内通貨を利用（消費）してゲーム内で使用するアイテムやキャラクター等を取得しております。当社及び連結子会社は、顧客のアイテムやキャラクターの利用に応じて履行義務が充足されると判断しているため、顧客によるアイテム交換後の利用期間を見積り、当該見積利用期間にわたって収益を認識しております。

③ EC事業

EC事業では、複数の商材を取り扱うイーコマースサービスを提供しております。当社及び連結子会社は、顧客への商品の納品を履行義務としており、顧客との契約並びに国内における出荷・配送に要する日数に照らし合わせ、顧客が製品を実際に検収したと見込まれる時点で収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、6年間の定額法により償却を行っております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項
グループ通算制度の適用
当社及び国内連結子会社はグループ通算制度を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産

繰延税金資産(評価性引当控除額前)	1,681 百万円
評価性引当額	△1,498 百万円
繰延税金資産(評価性引当控除後)	183 百万円
繰延税金負債との相殺	△183 百万円
繰延税金資産合計	— 百万円

繰延税金負債 208 百万円

(2) 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得、将来加算一時差異の解消スケジュールに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。回収可能性がないと判断された金額については、評価性引当額として繰延税金資産の総額から控除しております。

課税所得の見積りは、グループ通算制度を適用していることから、まず個別所得見積額に基づいて判断し、回収が認められないものについては連結所得見積額に基づき、判断しております。具体的には、取締役会で承認された事業計画を基礎とし、税務上の繰越欠損金控除前の将来課税所得見積額に基づき、税務上の繰越欠損金控除見込年度及び控除見込額のスケジュールリングを行い、回収が見込まれる金額を繰延税金資産として計上しております。

②主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる将来の事業計画における主要な仮定は、特にライフスタイルサポート事業における自動車関連事業等の売上高増減率であります。

③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる仮定に基づいて判断を行っておりますが、見積りには不確実性が伴います。想定した仮定から大きく乖離した場合には、課税所得の見積額が変動することに伴い、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に影響を及ぼす可能性があります。

(追加情報)

1. 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、従業員の帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、従業員の長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図るとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、当社及び当社の子会社の従業員（以下「従業員」という。）を対象としたインセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用しております。

(1) 取引の概要

本制度では、株式付与ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下「ESOP信託」という。）と称される仕組みを採用しております。ESOP信託とは、米国のESOP制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、ESOP信託が取得した当社株式を人事考課等に応じて在職時に従業員に交付するものです。なお、当該信託が取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

(2) 信託に残存する自社の株式

本信託が所有する当社株式は、連結貸借対照表の純資産の部において自己株式として表示しております。なお、当連結会計年度末日現在において、本信託が所有する当社株式の帳簿価額は83百万円、株式数は47,800株です。

2. 業績連動型株式報酬制度

当社は、これまで以上に当社及び当社子会社の中長期的な業績及び企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、当社及び当社の子会社の取締役（社外取締役を除く。）を対象に、株式報酬制度を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じております。

(1) 取引の概要

本制度では、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託（以下「BIP信託」という。）と称される仕組みを採用しております。BIP信託とは、米国の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度及び譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、BIP信託が取得した当社株式を役位及び業績達成度等に応じて、原則として在任中に交付するものです。

(2) 信託に残存する自社の株式

本信託が所有する当社株式は、連結貸借対照表の純資産の部において自己株式として表示しております。なお、当連結会計年度末日現在において、本信託が所有する当社株式の帳簿価額は121百万円、株式数は60,600株です。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,356百万円

2. 顧客との契約から生じた契約負債の残高

契約負債については、流動負債の「その他」に計上しております。契約負債の金額は、「(収益認識に関する注記) 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 (1) 契約負債の残高等」に記載しております。

(連結損益計算書に関する注記)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	金額
愛知県名古屋市	事業用資産	ソフトウェア	111百万円
東京都品川区	事業用資産	建物	9百万円
		工具、器具及び備品	0百万円
		敷金及び保証金	32百万円
岐阜県岐阜市	事業用資産	工具、器具及び備品	0百万円
兵庫県神戸市	事業用資産	工具、器具及び備品	0百万円

当社グループは、管理会計上の区分を基礎として資産のグルーピングを行っております。

建物、工具、器具及び備品、ソフトウェア並びに敷金及び保証金については、収益性の低下により当初予定していた収益が見込めなくなったため減損損失を特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため、零と算定しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 19,789,200株

2. 配当に関する事項

- ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年9月9日 取締役会	普通株式	298	16.00	2022年7月31日	2022年10月7日

(注)配当金の総額には、「株式付与ESOP信託」及び「役員報酬BIP信託」が保有する当社株式128,200株に対する配当金2百万円が含まれております。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年9月8日 取締役会	普通株式	298	16.00	2023年7月31日	2023年10月6日

(注)配当金の総額には、「株式付与ESOP信託」及び「役員報酬BIP信託」が保有する当社株式108,400株に対する配当金1百万円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、事業への投資を優先することを基本として、有価証券等投資運用規程に従って、余剰資金はリスクが低く、安全性の高い金融資産で運用を行っております。

また、資金調達については、一時的に必要な運転資金に限り銀行借入にて調達を行う方針であります。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金等で、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

買掛金、未払金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日となっております。

- (3) 金融商品に関するリスク管理体制

顧客の信用リスクについては、各プラットフォーム運営事業者により回収代行されるものについては取引先ごとに、回収代行によらない営業債権については顧客ごとに、期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券については、有価証券等投資運用規程に従い、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しており、四半期ごとに取締役会に報告しております。

敷金及び保証金は、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年7月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1,691	1,691	—
(2) 敷金及び保証金	527	494	△33
資産計	2,218	2,185	△33

(注1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 以下の金融商品は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	45
投資事業組合等(*)	713

(*) 投資事業組合等への出資については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	—	1,691	—	1,691
資産計	—	1,691	—	1,691

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	494	—	494
資産計	—	494	—	494

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託の時価は、取引金融機関から入手した情報をもって算定しております。活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、そのキャッシュ・フローを国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	ライフスタイル サポート事業	エンターテイン メント事業	EC事業	合計
売上高				
ゲームサービス収入	—	5,406	—	5,406
プラットフォームサー ビス収入（注）1	600	—	—	600
デジタルマーケティング サービス収入 （注）2	17,879	—	—	17,879
イーコマースサービス 収入（注）3	—	—	3,651	3,651
その他	—	15	—	15
外部顧客への売上高	18,480	5,421	3,651	27,552

- (注) 1. 「プラットフォームサービス」は、ユーザーデータの蓄積と活用により様々なソリューションを提供するサービスであります。
2. 「デジタルマーケティングサービス」は、オウンドメディア等を使い、提携業者へ見込顧客を送客するサービスであります。
3. 「イーコマースサービス」は、ECサイトを通じて顧客へ商品を売買するサービスであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

	当連結会計年度 (百万円)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	3,437
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	2,999
契約負債 (期首残高)	66
契約負債 (期末残高)	64

契約負債は、主に顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。契約負債は、連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含まれております。当連結会計年度において認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、63百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度において、未充足 (又は部分的に未充足) の履行義務に配分した取引価格の金額及びそのうち将来認識されると見込まれる金額が1年を超える重要な取引はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 523円06銭
1株当たり当期純利益 7円73銭

- (注) 「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」の算定上の基礎となる自己株式数には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与ESOP信託口及び役員報酬BIP信託口) が所有する当社株式を含めております。

(企業結合に関する注記)

(会社分割及び子会社株式の譲渡)

当社は、2022年12月16日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社エイチームコマーステックの自転車小売事業（以下「本事業」という。）を吸収分割の方法により、2022年12月20日付で新規設立した連結子会社である株式会社cyma（以下「本件新会社」という。）に承継（以下「本吸収分割」という。）させた上で、株式会社cymaの全株式を株式会社ワイ・インターナショナルに譲渡すること（会社分割と合わせて以下「本取引」という。）を決議いたしました。

これに基づき、2023年3月1日に会社分割及び株式譲渡を実施いたしました。

1. 本取引の目的

当社グループでは、「Creativity × Techで、世の中をもっと便利に、もっと楽しくすること」という“Ateam Purpose”のもと、持続的且つ、より良い社会実現に向け、創造性や付加価値の高いサービスを提供していくことを目指しており、それらを実現するための組織づくりや事業ポートフォリオの見直しを行い、経営リソースの最適化を進めてまいりました。

自転車専門通販サイト「cyma-サイマー」においては、当社グループがこれまでに展開してきたエンターテインメント事業及びライフスタイルサポート事業とは別軸での新たな収益源の獲得として2013年にサービスを開始し、現在は完全組み立て済みの自転車が購入できるECサイトとして、市場での高い独立性を保持しネット専門の自転車総合通販サイトとして年間売上No. 1（※ESP総研調べ 2020年2月10日時点）を獲得するまで成長し、前連結会計年度においては黒字化を達成いたしました。

しかしながら、当社グループが実店舗を持たないことは収益拡大及び成長の足枷となり、この課題を解決するためにはより大きな投資と時間が必要であると見込まれます。そのような中でオンラインとリアル店舗での自転車小売事業の経験が豊富である株式会社ワイ・インターナショナルに本事業を譲渡することで、同社の実店舗での自転車小売事業のノウハウと、「cyma-サイマー」のEC運営のノウハウを融合させ、持続的な成長と収益拡大を実現させることが可能であると判断し、本取引を決定いたしました。

2. 本吸収分割により新設される企業の概要

商号	株式会社cyma
所在地	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
事業の内容	自転車小売事業
設立年月日	2022年12月20日
資本関係	本吸収分割の効力発生日に、当社の連結子会社である株式会社エイチームコマーステックが本件新会社の発行済株式の100%を保有いたしておりましたが、同日付で同社が保有する本件新会社の発行済株式の全てを株式会社ワイ・インターナショナルに譲渡いたしました（以下「本株式譲渡」という。）。

3. 吸収分割する事業の内容及び規模

- ① 事業の内容
自転車小売事業
- ② 事業の規模（2022年7月期）
売上高4,302百万円

4. 吸収分割する事業が含まれていた報告セグメントの名称

EC事業セグメント

5. 本吸収分割及び本株式譲渡の日程

2023年3月1日

6. 本吸収分割の形態

当社の連結子会社である株式会社エイチームコマーステックを分割会社とし、本件新会社を承継会社とする吸収分割です。

7. 会社分割及び株式譲渡する資産、負債の金額（2023年3月1日現在）

会社分割（株式会社エイチームコマーステック自転車小売事業の株式会社cymaへの吸収分割）

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	685百万円	流動負債	163百万円
固定資産	－百万円	固定負債	－百万円
資産合計	685百万円	負債合計	163百万円

株式譲渡（株式会社cyma株式の株式会社ワイ・インターナショナルへの譲渡）

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	785百万円	流動負債	163百万円
固定資産	一百万円	固定負債	一百万円
資産合計	785百万円	負債合計	163百万円

8. 株式譲渡の相手先の概要

商号	株式会社ワイ・インターナショナル
所在地	東京都豊島区東池袋1-27-8
事業の内容	スポーツサイクル・自転車部品・用品の国内販売、オリジナル商品の企画・製造・販売、オーダー車の製作、スポーツサイクルのメンテナンス・チューンナップ、スポーツサイクルに関するスクール・セミナーの開催、中古スポーツサイクルの買い取り・販売

9. 譲渡する株式の数、譲渡価額、譲渡損益及び譲渡後の持分比率

譲渡株式数	100,000株（議決権保有割合：100.00%）
譲渡価額	499百万円
譲渡損失	121百万円
異動後の所有株式数	0株（議決権保有割合：-%）

10. 本件取引の会計処理の概要

本吸収分割は「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理をしております。

本株式譲渡は「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 2013年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき処理をしております。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

2022年8月1日から
2023年7月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本						自己株式
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	838	812	19	832	5,424	5,424	△1,896
当期変動額							
剰余金の配当					△296	△296	
当期純利益					165	165	
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							34
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	△131	△131	34
当期末残高	838	812	19	832	5,292	5,292	△1,862

	株主資本	評価・換算差額等			純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	5,197	827	△60	766	5,963
当期変動額					
剰余金の配当	△296				△296
当期純利益	165				165
自己株式の取得	△0				△0
自己株式の処分	34				34
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		△29	△32	△62	△62
当期変動額合計	△96	△29	△32	△62	△159
当期末残高	5,100	797	△93	704	5,804

個別注記表

(2022年8月1日から2023年7月31日まで)

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

a) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

b) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～18年
工具、器具及び備品	4～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 株式給付引当金

従業員向け株式交付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

営業収益は、主として関係会社からの経営指導料及び受取配当金であります。

経営指導料取引については、関係会社への管理指導という履行義務を負っており、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であるため、履行義務の充足に応じて収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

受取配当金取引については、収益認識に関する会計基準第3項により同会計基準の適用対象外となるため記載を省略しております。

5. その他計算書類作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

当社はグループ通算制度を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産

繰延税金資産 (評価性引当控除額前)	2,228 百万円
評価性引当額	△2,228 百万円
繰延税金資産 (評価性引当控除後)	— 百万円

繰延税金負債

389 百万円

「識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報」は、連結注記表の(会計上の見積りに関する注記)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(追加情報)

1. 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、従業員の帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、従業員の長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図るとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、当社及び当社の子会社の従業員を対象としたインセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用しております。

詳細は連結注記表の（追加情報）をご参照ください。

2. 業績連動型株式報酬制度

当社は、これまで以上に当社及び当社子会社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、当社及び当社の子会社の取締役（社外取締役を除く。）を対象に、株式報酬制度を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じております。

詳細は連結注記表の（追加情報）をご参照ください。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,286百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く。）	
短期金銭債権	681百万円
短期金銭債務	509百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高の総額	3,306百万円
営業取引以外の取引による取引高の総額	8百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	1,236,421株
当事業年度末における自己株式の株式数には「株式付与ESOP信託」及び「役員報酬BIP信託」に残存する自己株式を108,400株含めております。	

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
会社分割に伴う関係会社株式	944 百万円
関係会社株式評価損	674 百万円
貸倒引当金	304 百万円
資産除去債務	156 百万円
投資有価証券評価損	61 百万円
繰延ヘッジ損益	28 百万円
減価償却超過額	19 百万円
減損損失	17 百万円
株式給付引当金	5 百万円
未払事業税	4 百万円
少額固定資産	3 百万円
その他	6 百万円
繰延税金資産小計	2,228 百万円
評価性引当額	△2,228 百万円
繰延税金資産合計	— 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△351 百万円
建物	△38 百万円
繰延税金負債合計	△389 百万円
繰延税金資産（負債）純額	△389 百万円

2. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 エイチーム エンターテインメント	所有 直接 100.0%	役員の兼任 3名	経営指導料の受取 (注) 1	452	売掛金	44
				グループ通算制度に係る支払予定額	304	未払金	304
				資金の預入 (注) 2	1,048	関係会社 預け金 (注) 3	993
				利息の受取	3		
子会社	株式会社 エイチーム ライフデザイン	所有 直接 100.0%	役員の兼任 2名	経営指導料の受取 (注) 1	1,179	売掛金	78
				配当金の受取	880	—	—
				グループ通算制度に係る受取予定額	452	未収入金	452
				資金の預り (注) 2	2,714	関係会社 預り金	2,999
				利息の支払	1		
子会社	株式会社 エイチーム ウェルネス	所有 直接 100.0%	役員の兼任 2名	資金の預り (注) 2	172	関係会社 預り金	21
				利息の支払	0		
子会社	株式会社 エイチーム ファイナジー	所有 直接 100.0%	役員の兼任 3名	資金の預入 (注) 2	154	関係会社 預け金 (注) 4	172
				利息の受取	0		
子会社	Qiiita 株式会社	所有 直接 100.0%	役員の兼任 2名	資金の預入 (注) 2	115	関係会社 預け金 (注) 5	238
				利息の受取	0		
子会社	株式会社 エイチーム コマーステック	所有 直接 100.0%	役員の兼任 2名	資金の預入 (注) 2	527	関係会社 預け金 (注) 6	481
				利息の受取	1		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導料は、業務内容を勘案し、当事者間契約により合理的に決定しております。
2. 資金の預り及び預入は、当社が当社グループとの間で契約締結しているCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）に係るものであり、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、取引金額には期中平均残高を記載しております。
3. 359百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において165百万円の貸倒引当金戻入額を計上しております。
4. 172百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において172百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
5. 168百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において168百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
6. 293百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において293百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	312円88銭
1株当たり当期純利益	8円90銭

(注) 「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」の算定上の基礎となる自己株式数には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口及び役員報酬BIP信託口）が所有する当社株式を含めております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。